

議題 1

議案第 14 号

平成 26 年 5 月 15 日提出

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

似島中学校は、市内全域の児童生徒を対象に「いきいき体験オープンスクール」を実施しているにもかかわらず、「隣接校・行政区域内校選択制」では、南区内の児童だけを対象として同校を選択できる中学校としており、「隣接校・行政区域内校選択制」が重複している。

このため、「隣接校・行政区域内校選択制」により選択できる中学校から似島中学校を除外しようとするものである。

2 改正の内容

別表第 2 に定める選択できる中学校から「、似島中学校」を削除する。

3 施行期日

公布の日

広島市教育委員会規則第 号

平成26年5月 日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2南区の項中「、似島中学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
区	所属学校	選択できる中学校	区	所属学校	選択できる中学校
中区	(略)	(略)	中区	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
東区	(略)	(略)	東区	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
南区	大州中学校	二葉中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校、似島中学校、船越中学校、矢野中学校	南区	大州中学校	二葉中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校(削る。)、船越中学校、矢野中学校
	段原中学校	幟町中学校、国泰寺中学校、二葉中学校、大州中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校、似島中学校		段原中学校	幟町中学校、国泰寺中学校、二葉中学校、大州中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校(削る。)
	翠町中学校	国泰寺中学校、大州中学校、段原中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校、似島中学校		翠町中学校	国泰寺中学校、大州中学校、段原中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校(削る。)
	仁保中学校	大州中学校、段原中学校、翠町中学校、楠那中学校、宇品中学校、似島中学校		仁保中学校	大州中学校、段原中学校、翠町中学校、楠那中学校、宇品中学校(削る。)
	楠那中学校	大州中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、宇品中学校、似島中学校		楠那中学校	大州中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、宇品中学校(削る。)
	宇品中学校	吉島中学校、国泰寺中学校、大州中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、似島中学校		宇品中学校	吉島中学校、国泰寺中学校、大州中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校(削る。)
	似島中学校	大州中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校		似島中学校	大州中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校
	西区	(略)		(略)	西区
安佐南区	(略)	(略)	安佐南区	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
安佐北区	(略)	(略)	安佐北区	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
安芸区	(略)	(略)	安芸区	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
佐伯区	(略)	(略)	佐伯区	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)

○広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則

昭和35年3月24日
教育委員会規則第1号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び第6条の規定に基づき、広島市立小学校及び中学校(以下「小学校及び中学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 小学校及び中学校の学区は、別表第1のとおりとする。

(通学すべき学校の指定)

第3条 小学校及び中学校に入学をし、又は転学をする者の学校は、保護者(親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)の住所(保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地)の属する学区の学校(以下「所属学校」という。)でなければならない。

(申請による学校の指定)

第4条 前条の規定にかかわらず、保護者の申請により所属学校以外の学校を選択して中学校に入学する者の学校は、教育委員会が認めた場合には、別表第2の中欄に掲げる所属学校に応じ、同表の右欄に掲げる選択できる中学校から当該保護者が選択した学校とすることができる。

2 前項の規定により別表第2の右欄に掲げる選択できる中学校に入学できる者の数は、それぞれの中学校ごとに教育長が別に定める。

3 前2項に掲げるもののほか、申請による学校の指定について必要な事項は、別に教育長が定める。

(指定した学校の変更許可)

第5条 正当と認められる理由があるときは、保護者の申し立てにより、前2条の規定により指定された学校を変更することができる。この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

(学校指定の変更)

第6条 教育委員会は、前3条の規定に違反して指定を受けた児童及び生徒に対しては、入学後又は転学後であつても、学校の指定を変更することができる。

(委任規定)

第7条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が定める。

【以下省略】